平成２２年（フ）第２９４号
福島県郡山市愛宕町３番24号
債務者　中村　秀子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
福島県郡山市大槻町字久助林２番地の８
債務者　伊藤　熊雄
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
福井県大野市春日１丁目12番12号
債務者　山下喜代志
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
福井市勝見１丁目７番16号
債務者　林　　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
福井県鯖江市当田町第21号７番地
債務者　徳橋　美鈴
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
福井市手寄１丁目13番９号　メゾン・ド・ルーブル302
債務者　永谷　正孝
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
長野市上松１丁目５番13号　アイビル201
債務者　金井　次郎
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
長野市篠ノ井布施高田595番地１
債務者　山本　清一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
兵庫県川西市東畦野１丁目15番21号、前住所大阪府豊能郡能勢町山辺449番地の４
債務者　上田　善一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１１号
兵庫県川西市萩原１丁目５番20号　101
債務者　堀越ひろ子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８６９号
兵庫県西宮市樋之池町26番６号
債務者　有馬　喜味
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２４号
兵庫県西宮市門戸荘８番21―103号
債務者　横田　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３号
奈良県五條市住川町91番地の298
債務者　米田　弘司
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２１０号
山口県周南市桜木２丁目７番８号
債務者　大濱　　直
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２１１号
山口県周南市桜木２丁目７番８号
債務者　大濱　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２１２号
山口県周南市河東町６番16―815号、前住所山口県周南市河東町４番27号　メナードビル604号
債務者　渡邊　真純
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２１号
山口県周南市大字須々万本郷367番地の44
債務者　天野　建和
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２９号
山口県周南市沖見町２丁目５番地
債務者　岡成　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山口地方裁判所周南支部